

○財務省告示第三百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十一月三十日

財務大臣 城島 正光

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	二三トン
四	一五、四五八トン
五	一、〇八四トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
二八四トン	八三二トン	九、六七〇トン	八八、一四二トン	七、六四七トン	三一八トン	三〇二、〇八七トン	七七九、五七二トン	三、八二〇、〇六〇トン	四六、六一六トン	八、〇九五トン	四、二五六トン	二三、一一三トン	一二トン	一七トン	八トン

二九		三二七トン
二八		三トン
二七		八、〇二三トン
二六		二、五三九トン
二五		〇トン
二四		一二トン
二三		三、一〇三トン
二二		五八一トン
二一		一二、九二六トン